

基本手当（失業手当）日額とその給付日数

賃金日額の算出方法

$$\text{賃金日額} = \frac{\text{退職前最後の6か月の月々の給与の総額}}{180} \quad \text{賞与は含まない}$$

賃金日額の年齢別上限と下限

離職日における年齢	賃金日額上限	上限に対応する基本手当日額	賃金日額下限
30歳以上 45歳未満	14,060円	7,030円	2,070円
45歳以上 60歳未満	15,460円	7,730円	
60歳以上 65歳未満	14,980円	6,741円	
30歳未満・65歳以上	12,660円	6,330円	

基本手当日額（いわゆる失業手当の1日分）

離職日における年齢	賃金日額	給付率	基本手当算出例
30歳以上 45歳未満	2,060円以上 4,060 円未満	80%	賃金日額が3,000円の場合は2,400円
	4,060円以上 11,750 円以下	50%から80%の範囲で定められた率	
	11,750円以上 14,060 円	50%	賃金日額が13,000円の場合は6,500円
	14,060円超	-	7,030円（上限）
45歳以上 60歳未満	2,060円以上 4,060円未満	80%	賃金日額が3,000円の場合は2,400円
	4,060円以上 11,750円以下	50%から80%の範囲で定められた率	
	11,750円以上 15,460 円	50%	賃金日額が13,000円の場合は6,500円
	15,460円超	-	7,730円（上限）
60歳以上 65歳未満	2,060円以上 4,060円未満	80%	賃金日額が3,000円の場合は2,400円
	4,060円以上 10,530 円以下	45%から80%の範囲で定められた率	
	10,530円超 14,980 円以下	45%	賃金日額が14,000円の場合は6,300円
	14,980円超	-	6,741円（上限）
30歳未満 65歳以上	2,060円以上 4,060円未満	80%	賃金日額が3,000円の場合は2,400円
	4,060円以上 11,750円以下	50%から80%の範囲で定められた率	
	11,750円以上 12,660 円	50%	賃金日額が12,000円の場合は6,000円
	12,660円超	-	6,330円（上限）

定められた率

賃金日額（4,060円以上11,750円（または10,530円）以下のもの（その額が法第18条の規定により変更されたときは、その変更された額）に限る。）から4,060円（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。）を減じた額を11,750円（または10,530円）（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。）から4,060円を減じた額で除して得た率

60歳で賃金日額が8,000円ならば、

$$(8,000 - 4,060) \div (10,530 - 4,060) \times 100 \quad \underline{60.9\%}$$

$$80 - (80 - 45) \times 60.9 \quad \underline{58.69\%}$$

$$8,000 \times 58.69 \div 100 \quad 4,695 \quad \text{4,695円が基本手当日額}$$

基本日額の給付日数

(1). (2),(3)以外の場合

算定基礎期間	10年未満	10年以上	20年以上
給付日数	90日	120日	150日

(2). 障害などにより就職が困難な場合

算定基礎期間	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

(3). 倒産、解雇などにより離職を余儀なくされた場合

算定基礎期間	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	
30歳以上			180日	210日	240日
35歳以上		240日	270日	330日	
45歳以上		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

算定基礎期間

離職の日まで引き続いて雇用保険の被保険者として会社に勤めた期間

複数の会社に雇用保険の被保険者として勤めていた場合は、その期間を通算した期間

ただし、A. 以前に基本手当を受給したことがある場合は、それ以前の期間は通算しない。

また、以前に基本手当を受給したことがなくても、B. 会社勤めをしていない期間または、C. 会社勤めでも雇用保険の被保険者としてではない期間が1年以上ある場合は、それ以前の期間は通算しない。

のケース

A社	B社	算定基礎期間 10年	通算
4年	6年		

A社	基本手当受給せず	B社	算定基礎期間 10年	通算
4年	5か月	6年		

A. のケース

A社	給付制限・基本手当受給	B社	算定基礎期間 6年	A社勤務による 90日分は受給済扱
4年	5か月	6年		

B. のケース

A社	基本手当受給せず	B社	算定基礎期間 6年	A社勤務による 90日分は権利消滅
4年	14か月	6年		

C. のケース

A社	アルバイト	B社	算定基礎期間 6年	A社勤務による 90日分は権利消滅
4年	14か月	6年		